

指定管理者の選定結果

第1 笠間市営笠間駅北口自転車駐車場、笠間駅北口駐車場に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間市営笠間駅北口自転車駐車場，笠間駅北口駐車場
- (2) 所在地 笠間市下市毛288番地10
- (3) 設置目的 駅周辺の環境整備を図るとともに，自転車利用の利便に資すること。
市民及び観光客の利便に資すること。
- (4) 設置根拠 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例
笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例
- (5) 面積 笠間駅北口自転車駐車場 370.00㎡
笠間駅北口駐車場 2,005.07㎡
- (6) 施設概要 笠間駅北口自転車駐車場
【構造】軽量鉄骨・スレート葺・平屋建
【収容台数】自転車 311台（内フリースペース55台）
バイク 10台（フリースペースなし）
笠間駅北口駐車場
【構造】アスファルト舗装
【収容台数】普通・軽自動車 73台（内フリースペース20台）
- (7) 施設所管課 市民生活部 市民活動課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ①使用許可に関すること
②施設及び設備の維持管理に関すること
③利用料金に関すること
④利用者の安全確保に関すること
⑤個人情報保護に関すること
⑥業務報告に関すること
⑦指定管理者業務の満了等に伴う引継ぎ業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として，指定管理者に対して，年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 非公募
- (2) 募集結果 申請団体 一般社団法人笠間観光協会

4 選定経過

施設所管課による選考の後，笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い，施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した，選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	30
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。高齢者や子ども，障害者等の利用への配慮がなされているか。 利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20

		適切な施設の維持管理を期待できるか。環境負荷への軽減方針は適切か。	
		利用者の増加及び利便性・サービス向上（サービスの質の確保）等のための適切な方策が講じられているか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	収支計画は妥当か。	20
		経費削減のための方策は適切か。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	人員配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えているか。	30
		安定した経営基盤を有しているか。	
		類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
		災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和元年10月2日（水）午後1時35分から2時45分まで
- ②場 所 笠間市役所 議会/行政棟 2階 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 8名

イ 審議経過

申請書類審査、所管課による施設概要説明、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間市営笠間駅北口自転車駐車場、笠間駅北口駐車場は、駅周辺の環境整備を図るとともに、自転車利用の利便に資すること及び市民及び観光客の利便に資することを目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名全委員が、一般社団法人笠間観光協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【一般社団法人笠間観光協会】

選定基準13項目中、「人員配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えているか。」「類似施設における知識又は管理実績を有しているか。」等の5項目について過半数の委員が優れている以上の評価した。

エ 審議会の結論

採決結果により、一般社団法人笠間観光協会が笠間市営笠間駅北口自転車駐車場、笠間駅北口駐車場の指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見
なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	一般社団法人笠間観光協会
主な選定理由	<p>一般社団法人笠間観光協会は、国際的に通用する観光都市を目指し、観光事業への取り組みを活発に行っており、安定した経営基盤を有する団体である。</p> <p>同団体は昭和49年度から観光案内委託業務、平成3年度から笠間駅北口自転車駐車場・笠間駅北口駐車場の管理委託業務を行っている。また、平成19年度からは指定管理者として、観光案内所に駐車場の管理事務所を置き、管理事務所の共同使用や駐車場管理と観光案内業務が兼務などにより、経費の縮減を図っている。</p> <p>こうした長年の経験と適正な管理運営を行ってきた実績を踏まえ、同団体を指定管理者候補者として選定した。</p>

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市営笠間駅北口自転車駐車場、笠間駅北口駐車場
指定管理者	一般社団法人笠間観光協会
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第2 笠間市営稲田駅前自転車駐車場、稲田駅前駐車場、福原駅前駐車場に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間市営稲田駅前自転車駐車場、稲田駅前駐車場、福原駅前駐車場
- (2) 所在地 笠間市稲田2307番地、笠間市稲田2307番地12、笠間市福原2129番地9
- (3) 設置目的 駅周辺の環境整備を図るとともに、自転車利用者の利便に資すること。
市民及び観光客の利便に資すること。
- (4) 設置根拠 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例
笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例
- (5) 面積 稲田駅前自転車駐車場 192.50㎡
稲田駅前駐車場 2,027.00㎡
福原駅前駐車場 1,886.00㎡
- (6) 施設概要 稲田駅前自転車駐車場
【構造】軽量鉄骨・スレート葺・平屋建
【収容台数】自転車 84台（内フリースペース28台）
バイク 11台（内フリースペース4台）
稲田駅前駐車場
【構造】アスファルト舗装
【収容台数】普通・軽自動車 45台（内フリースペース10台）
福原駅前駐車場
【構造】アスファルト舗装
【収容台数】普通・軽自動車 41台（内フリースペース3台）
- (7) 施設所管課 市民生活部 市民活動課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ①使用許可に関すること
②施設及び設備の維持管理に関すること
③利用料金に関すること
④利用者の安全確保に関すること
⑤個人情報保護に関すること
⑥業務報告に関すること
⑦指定管理者業務の満了等に伴う引継ぎ業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 非公募
- (2) 募集結果 申請団体 JROB会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	30
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。高齢者や子ども、障害者等の利用への配慮がなされているか。 利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	

②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。	20
		適切な施設の維持管理を期待できるか。環境負荷への軽減方針は適切か。	
		利用者の増加及び利便性・サービス向上（サービスの質の確保）等のための適切な方策が講じられているか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	収支計画は妥当か。	20
		経費削減のための方策は適切か。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	人員配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えているか。	30
		安定した経営基盤を有しているか。	
		類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
		災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和元年10月15日(火)午後1時15分から1時45分まで
- ②場 所 笠間市役所 議会/行政棟 2階 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 8名

イ 審議経過

申請書類審査、所管課による施設概要説明、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間市営稲田駅前自転車駐車場、稲田駅前駐車場、福原駅前駐車場は、駅周辺の環境整備を図るとともに自転車利用者の利便に資すること及び市民及び観光客の利便に資することを目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名全委員が、JROB会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【JROB会】

選定基準13項目中、「利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。」「施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。」等の11項目について過半数の委員が優れている以上の評価した。

エ 審議会の結論

採決結果により、JROB会が笠間市営稲田駅前自転車駐車場、稲田駅前駐車場、福原駅前駐車場の指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見
なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	JROB会
主な選定理由	JROB会は、昭和59年から(旧)笠間市との契約により駅の無人化防止を目的にJR乗車券の委託販売業務を行っている。そして、平成2年度からは稲田駅前・福原駅前駐車場、平成14年度からは稲田駅前自転車駐車場の管理委託業務(平成19年度からは指定管理者)を行っているが、駅舎を利用して乗車券委託販売業務と駐車場管理業務を兼務することで、経費の縮減が図ることができ、効果的な運営がなされている。 こうした、長年の経験と適正な管理運営を行ってきた実績を踏まえ、同団体を指定管理者候補者として選定した。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市営稲田駅前自転車駐車場、稲田駅前駐車場、福原駅前駐車場
指定管理者	JROB会
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第3 笠間市地域交流センターいわまに係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間市地域交流センターいわま
 (2) 所在地 笠間市下郷4438番地7
 (3) 設置目的 市民の交流を促進し、地域の活性化、地域活動及び健康増進の推進を図る場並びに観光拠点としての場とすること
 (4) 設置根拠 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例
 (5) 施設概要
 ①開設年月日 平成29年12月9日（建築工事：平成28・29年度）
 ②敷地面積 6,332㎡
 ③建物の構造 木造平屋建て
 ④建築面積 1,198.97㎡
 ⑤延床面積 947.18㎡
 ⑥建物概要 多目的ホール、会議室、健康ふれあいルーム、シャワールーム、更衣室、交流ルーム、キッズルーム、調理実習室、調理員休憩室、談話室、授乳室、調乳室、パウダールーム、給湯コーナー、印刷コーナー、事務室、倉庫、トイレ
 ⑦屋外部分 駐車場84台（身障用2台、イベント時96台）、みんなの広場、防災井戸1基
 (6) 施設所管課 市民生活部 市民活動課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
 (2) 管理運営業務 ①地域交流センターの施設等の運営及び維持管理に関する業務
 ②市民の交流の促進に関する業務
 ③地域の活性化及び地域活動の推進に関する業務
 ④市民の健康増進を目的とした施設利用に関する業務
 ⑤観光拠点としての施設利用に関する業務
 ⑥市長並びに指定管理者が必要と認める業務
 ⑦その他、地域交流センターの設置の目的を達成するために必要な業務設置
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 公募
 (2) 募集結果 応募団体 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
 株式会社セイウン
 笠間の手仕事を伝える会有限会社

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	30
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。高齢者や子ども、障害者等の利用への配慮がなされているか。 利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20

	適切な施設の維持管理を期待できるか。環境負荷への軽減方針は適切か。	
	利用者の増加及び利便性・サービス向上（サービスの質の確保）等のための適切な方策が講じられているか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	収支計画は妥当か。 経費削減のための方策は適切か。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	30
	人員配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えているか。	
	安定した経営基盤を有しているか。	
	類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
	適切に個人情報管理できるか。	
	災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和元年10月15日(火)午後1時55分から4時30分まで
- ②場 所 笠間市役所 議会/行政棟 2階 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 8名

イ 審議経過

申請書類審査、所管課による施設概要説明、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間市地域交流センターいわまは、市民の交流を促進し、地域の活性化、地域活動及び健康増進の推進を図る場並びに観光拠点としての場とすることを目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名の委員のうち4名の委員が、株式会社セイウンを指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社】

選定基準13項目中7項目について過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「安定した経営基盤を有しているか。」の項目については全委員が優れている以上の評価をした。

【株式会社セイウン】

選定基準13項目中、「施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。」「類似施設における知識又は管理実績を有しているか。」等の8項目について過半数の委員が優れている以上の評価をした。

【笠間の手仕事を伝える会有限会社】

選定基準13項目中、「適切な施設の維持管理を期待できるか。環境負荷への軽減方針は適切か。」「利用者の増、利便性・サービス向上（サービスの質の確保）のための適切な方策等が講じられているか。」等の項目について、過半数の委員が普通以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により、株式会社セイウンが笠間市地域交流センターいわまの指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

単発のイベントだけでなく、岩間の特色を活かした講座を企画すること。

5 選定結果

指定管理者候補者名	株式会社セイウン
主な選定理由	施設の設置目的を理解した事業計画であり、計画の実現性及び類似施設の管理運営実績を踏まえ、現事業者が実施している自主事業に加え、新たに魅力ある観光拠点としての事業展開等を評価し、選定した。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市地域交流センターいわま
指定管理者	株式会社セイウン
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第4 笠間市児童館に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間市児童館
 (2) 所在地 笠間市南友部1966番地140
 (3) 設置目的 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにする場として、また、子育て支援の場として設置する
 (4) 設置根拠 笠間市児童館の設置及び管理に関する条例
 (5) 施設概要 ①開設年月日 平成24年4月1日(日)(建築工事 平成23年度)
 ②敷地面積 約3,000㎡
 ③建物の構造 木造平屋建て
 ④建築面積 610.50㎡
 ⑤延床面積 542.00㎡
 ⑥建物概要 遊戯室, 集会室兼幼児室, 創作活動室, 図書室, 授乳室, 相談・静養室, 事務室, 倉庫
 ⑦屋外部分 駐車場(37台), 駐輪場(15台), 屋外広場
 (6) 施設所管課 保健福祉部 子ども福祉課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
 (2) 管理運営業務 ①健全な遊びを通しての児童の集団的, 個別的な生活指導
 ②児童の運動を通しての健康と体力の増進指導
 ③文化活動, 芸術活動等を通しての情操を豊かにするための指導
 ④児童に関する地域組織活動の育成及び助長
 ⑤子育てを行う家庭の支援に関する事業
 ⑥その他児童の健全育成に必要な事業
 ⑦施設及び設備の維持管理に関する業務
 ⑧笠間市地域子育て支援センター事業実施要綱に基づく事業等に関すること。
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として, 指定管理者に対して, 年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 公募
 (2) 募集結果 応募団体 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
 NPO法人かさまキッズクラブネリネ
 株式会社明日葉

4 選定経過

施設所管課による選考の後, 笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い, 施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した, 選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	10
	運営方針や事業内容において利用者の平等利用が確保されているか。 利用者本位のサービスが提供されているか。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20
	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。 適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増加及び利便性・サービス向上(サービスの質の確保)等のための適切な方策が	

		講じられているか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営のため、経費縮減の具体的な方策を講じているか。	10
		安定した経営基盤を有しているか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。事業計画に沿った管理を行う能力があるか。	35
		収支計画は妥当か。	
		同種(類似)施設の管理業務の実績があり、管理運営業務に係る相当の知識及び指導員等を確保しているか。	
		適切な指導員等の配置計画となっているか。研修の内容は適切か。	
		適切に個人情報管理できるか。	
		災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
⑤	自主事業の内容が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。	遊びを通して児童の集団的、個別的な生活指導や健康と体力の増進指導が可能であるか。	25
		情操を豊かにするための指導が可能であるか。	
		子育て支援に資する事業であるか。	
		地域組織活動の育成及び助長が可能であるか。	
		民間経営の独自性があるか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和元年10月2日(水) 午後2時50分から5時10分まで
- ②場 所 笠間市役所 議会/行政棟 2階 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 8名

イ 審議経過

申請書類審査、所管課による施設概要説明、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間市児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにする場として、また、子育て支援の場とすることを目的している。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定め

た選定基準に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名の委員のうち5名の委員が、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社】

選定基準18項目中13項目について過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「利用者の増、利便性・サービス向上（サービスの質の確保）のための適切な方策等が講じられているか。」等の項目については全委員が優れている以上の評価をした。

【NPO法人かさまキッズクラブネリネ】

選定基準18項目中、「地域組織活動の育成及び助長が可能であるか。」、「情操を豊かにするための指導が可能であるか。」等の項目について全委員が普通以上の評価をした。

【株式会社明日葉】

選定基準18項目中、「運営方針や事業内容において利用者の平等利用が確保されているか。」、「民間経営の独自性があるか。」等の9項目について、過半数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が笠間市児童館の指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
主な選定理由	児童館の設置目的について理解が深く、笠間市児童館の管理運営の実績があり、効果的・安定的な管理運営が見込まれる。また、利用者サービスや満足度の向上、親子で楽しめる事業の計画など、笠間市児童館の更なる飛躍が期待できる。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市児童
指定管理者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(別添)

笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

(任期：H31.4.1～R3.3.31)

	委員名	所属・職名	備考
1	おおつき まさあき 大月 政明	笠間エス・シー協同組合 理事長	
2	さいた ようすけ 斎田 陽介	(株) つくば研究支援センター 代表取締役社長	
3	すずき くにし 鈴木 くに子	(株) いばらき不動産 専務取締役	
4	いぬづか あかり 犬塚 晶加里	HUGME-DESIGN 代表	
5	やすかわ けんたろう 安川 賢太郎	キャノン化成(株) 岩間事業所 岩間総務課 課長	

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員 (行政側委員)

	委員名	所属・職名	備考
1	こんどう けいいち 近藤 慶一	笠間市副市長	会長
2	なかむら きみひこ 中村 公彦	笠間市市長公室長	
3	いしい かつよし 石井 克佳	笠間市総務部長	
4	おだの きょうこ 小田野 恭子	笠間市教育委員会教育次長	